

令和8年6月1日(月)から  
指定ごみ袋(燃えるごみ袋・燃やせないごみ袋)が入手困難な場合に限り、  
「指定ごみ袋」以外でもごみが出せます。

臨時措置

○ごみの出し方

- ・市販の半透明又は透明な袋
- ・サイズ(容量)は30~45ℓと同程度。
- ・町内会と氏名を必ず書いてください。
- ・ごみの収集日や出し方のルールに変更はありません。
- ・資源ごみ(缶類・びん類・ペットボトル)収集時にも使用してください。
- ・ごみ袋から飛びでたり、穴があいてはみ出ないようにしてください。

○使用できないごみ袋

- ・スーパーやコンビニ等のレジ袋
- ・中身の見えないビニール袋
- ・黒や青など透明以外の袋
- ・肥料袋
- ・他自治体指定のごみ袋

○期間について

- ・令和8年6月1日(月)から安定供給が確保されるまでです。
- ・指定ごみ袋が入手困難な場合の臨時措置です。
- ・趣旨をご理解のうえ、適正なごみ出しにご協力ください。

